

第 6 号

(10月7日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第6号

令和7年10月7日(火曜日)

議事日程 第6号

令和7年10月7日(火曜日)午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議
決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案(第59号から第61号まで) 質疑
討論 議決

議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議
決

委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論
議決

議員派遣の件

出席議員氏名(47人)

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉嶺 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤 泰之君
南部 隼平君

前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君
中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西 聖一君
山口 裕君
渕上 陽一君
坂田 孝志君
溝口 幸治君
池田 和貴君
吉永 和世君
松田 三郎君

藤川 隆夫君
岩下 栄一君
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内 信義君
副知事 亀崎 直隆君
知事公室長 深川 元樹君
総務部長 千田 真寿君
企画振興部長 富永 隼行君
理事 阪本 清貴君
理事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 清田 克弘君
商工労働部長 上田 哲也君
観光文化部長 脇俊也君
農林水産部長 中島 豪君
理事 間宮 将大君
土木部長 梶田 武志君
会計管理者 野中 真治君
企業局長 久原 美樹子さん
病院事業管理者 鍋本 亮太君
職務代理者
教育長 越猪 浩樹君
警察本部長 佐藤 昭一君
人事委員会会長 城内 智昭君
監査委員 小原 雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村 多門
事務局次長 兼総務課長 鈴和幸
議事課長 下崎 浩一
議事課長補佐 岡部 康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、去る9月26日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第36号まで及び第58号並びに請願について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の9月補正予算は、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継、開業に向けた設備整備等への助成や令和7年8月豪雨に伴う災害関連事業として、被災した社会福祉施設等の復旧に要する経費、総額14億円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,602億1,300万円余であります。

あわせて、清水が丘学園の整備事業に係る債務負担行為等の変更であります。

病院局の9月補正予算は、国の経済対策を活用した職場環境整備など、収益的収支で100万円余、資本的収支で2,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせて22億2,600万円余あります。

あわせまして、給食業務に係る債務負担行為の設定であります。

また、令和7年8月豪雨災害に伴う避難所の運営や応急仮設住宅の供与など、災害救助法に基づく救助に要する経費等、総額53億1,400万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、エイズ予防対策費について、HIV及び梅毒の感染者が増加していると聞いていますが、本県における実態はどうなのか、また、HIV及び梅毒の郵送検査を有効な事業にするために、どのようにアプローチしていくのかとの質疑があり、執行部から、HIV及び梅毒の報告数は、令和6年は、HIV感染者が7人、エイズ患者が2人、梅毒が233人、令和7年は、現時点で、HIV感染者が5人、エイズ患者が5人、梅毒が125人で、特に令和6年の梅毒の報告数は全国6位である、また、郵送検査については、知っていたことが非常に重要であり、県ホームページやSNS、関係団体等を通じた周知啓発を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、本県は、梅毒の患者数が多いということだが、罹患者を減らすためには、しっかりと啓発活動が最も有効な方法だと思うので、徹底的に周知を行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、災害救助法は、どのような基準で適用されるのか、また、適用されるとどのよ

うな支援が受けられるのかとの質疑があり、執行部から、災害救助法の適用基準としては、特別警報や緊急安全確保が発表され、市町村の災害対策本部が設置されている場合などがある、災害救助法が適用されると、避難所開設や応急仮設住宅の経費について公費負担があることから、市町村へ積極的に働きかけているとの答弁がありました。

次に、委員から、診療所の承継・開業支援事業の重点医師偏在対策支援区域について、この区域はどのように設定されるのかとの質疑があり、執行部から、熊本市内に6割程度の医師が偏在しているため、熊本市以外の区域を重点区域に設定し、旧市町村単位で地域に1か所しか医療機関がない地域を対象とし、今回は、坂本診療所と球磨村診療所の設備整備費及び運営費を予算計上したとの答弁がありました。

関連して、委員から、今後、いろんな地域で医師の偏在が生じる可能性もあるため、県だけではなく、国の方で何らかの支援スキームをつくっていくかないと、僻地の診療所は恐らくなくなっていくと思うが、これについてどのように考えていくのかとの質疑があり、執行部から、今回の診療所の承継・開業支援事業は、国が昨年末に示した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの取組の一つで、今年度から先行して開始するものである、この対策パッケージについて、国から今年度中に示されるガイドラインを踏まえ、県として医師偏在対策を検討していくとともに、新たな地域医療構想と絡めて、医療機関の適正配置についても考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、僻地の診療所が診療を継続できるよう、国に対して要望活動を行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員

賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

[南部隼平君登壇]

○南部隼平君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係2議案及び報告9件あります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の9月補正予算は、8月10日からの記録的大雨で被災した自然公園施設の復旧等に要する経費等、総額1,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて162億300万円余あります。

商工労働部関係では、熊本県開業ワンストップセンターの設置及び新規県営工業団地の整備に要する経費等、総額3億2,100万円の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて648億6,800万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の変更あります。

企業局関係では、電気事業会計に係る雑損失1万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支

出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて80億7,300万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の変更あります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定外1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、八代市の工業団地施設整備事業費に関し、盛土の準備工事に係る経費が必要になることであるが、工業団地は令和10年度の分譲開始予定であり、スケジュール的に問題ないかとの質疑があり、執行部から、今年度から盛土の準備工事に入り、令和8年度及び9年度で造成工事を行い、令和10年度の分譲開始に向け、今後工事を進めていくこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、工業団地整備事業用地の近隣に位置する八代市興善寺町は、今回の豪雨災害で最も大きな被害が発生したと聞いているが、今後用地買収を進めるに当たって何か影響はないかとの質疑があり、執行部から、今回の用地取得の地権者62名については、被災前の7月末に集団調印により仮契約を交わしている、被災後に要望等もないため、このまま土地売買契約手続を進めていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上

げまして、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係5議案及び報告7件あります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の9月の補正予算是、梅雨前線豪雨等による災害からの復旧工事や8月10日からの大雨災害への対応に要する経費等、総額139億4,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて916億6,300万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

また、8月の大雨災害への速やかな対応に要する経費、総額11億7,500万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について外4議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回の大雨により被災した排水機場の復旧について、大潮や満潮といった状況も重なったが、そういう状況にあっても被災させない、災害を起こさせないことがとても大事であ

る、排水機場の更新に加え、災害対応として何が必要なのかについて検証し、今後、その対策を講じていく必要があると思うが、その件についてどのように考えているかとの質疑があり、執行部から、雨の降り方や農地の利用状況は変わっており、農業用の排水機場だけで全てをカバーすることは難しい、今後の復旧に当たっては、まず、県庁内に排水機場PTを設置したところであり、浸水被害の要因を分析、検証しながら、耐水扉や自動運転、遠隔監視など有効な方策を含め、今後県全体として検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和2年7月豪雨災害後には、緑の流域治水といった全体計画が策定されたが、今回もそれと同等の災害対策プランを策定してもらいたいと思うが、県としての考えはいかがかとの質疑があり、執行部から、排水機場を含めた豪雨対策に関しては、土木部、農林水産部等の関係部局が一体となって、今後の対応について検討を進めている、令和2年7月豪雨の際は、遊水地も含めた大きな方向性が示されたが、今回は内水氾濫対策など異なった対応が必要となるため、部局横断で連携してしっかりと検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、イグサ専用機械の再取得及び修繕について、イグサに関しては、条例も策定してあるが、手厚く守らないと日本のイグサ生産がなくなってしまう、イグサ専用機械は、そもそも修繕や買替えが可能なのか、その見込みについて伺いたい、また、電気系統を含む機械が浸水した場合、一旦は動いたが、その後動かなくなつたという話を聞いている、機械の特性もあると思うので、そのようなこともしっかりと考慮して対応してもらいたいと思うが、県としての考えはいかがかとの質疑があり、執行部から、今回の大雨で

1,000台を超えるイグサ専用機械が被害に遭っており、製造されていない機械も多いが、おおむね修繕は可能とのこと、しかし、一部の機械では部品の確保が難しいようなので、関係者の意見を聴きながら丁寧に対応していきたい、なお、イグサ専用機械の再生産については、今後も、国等とも連携して働きかけていきたい、また、電気系統が水につかり、エンジンは動くものの、実際の作業で使用できるか分からぬといった声もあることから、国と協議しながら、丁寧に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、農産物輸送状況調査の結果について、物流の2024年問題は非常に大きな課題であり、今後どうなるのかと心配したが、今のところ物流が滞るようなことはなく、ありがたく思っている、しかし、現場は調査以上に厳しい面もあると聞いており、パレット化等の対策を進めてもらいたい、また、第一次産品は輸送コストを価格転嫁できないことから、引き続き、物流事業者だけでなく、荷主にも理解が得られるよう対策を進めてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、天草地域における農産物流通体制について検討してもらっているが、課題整理ができたのではないか、課題を踏まえ、効率的な農産物の流通に向けて、地域農業の在り方について、地元とも議論がされるよう投げかけてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上

げまして、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係17議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の9月補正予算は、災害関連事業、益城町土地区画整理事業等に要する経費等、総額395億3,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,675億4,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

また、8月10日からの大雨による災害への対応に要する経費で、総額18億8,000万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります、令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について外16議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回追加提案された令和7年8月豪雨に係る災害関連予算について、国の災害査定の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、国の災害査定は今月から始まる

予定であり、特に災害の大きかった地域振興局には応援の技術職員を派遣するなど、年内の査定完了に向けて準備をしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、災害関係予算については、今後、公共土木施設災害復旧事業が激甚災害に指定されれば、補助率がかさ上げとなり、県としても助かると思うので、国庫補助の対象となるよう、災害査定にはしっかりと対応してほしい、また、災害の復旧、復興に当たっては、十分に執行体制を整えながら、県民の安全、安心の確保のために速やかに着手し、しっかりと頑張ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、単県砂防施設維持管理費について、県民の安心、安全という観点から、砂防事業は非常に大事な事業であり、県全体で砂防施設の機能を十分に発揮できるようにしていくことが重要だと思うが、この点についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、砂防施設については、日々の点検等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、維持管理を行っているが、近年の出水状況を踏まえて、施設の機能を十分に発揮できるよう、今後も計画的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようにお願い申し上げまして、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、教育警察常任委員長

の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係2議案及び報告4件あります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の9月補正予算は、経済的理由により就学困難な公立高等学校の生徒に対する給付金の支給に要する経費や、職員が公務に起因して自死に至ったことについて、職員の御遺族と和解を締結し、解決金を支払うための経費等、総額4億5,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,355億9,800万円であります。

あわせて、県立高校の学習系ネットワーク用のルーター更新設置業務委託等に係る債務負担行為の変更等であります。

また、令和7年8月豪雨により被災した県立学校の災害復旧に要する経費で、総額1億4,000万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

警察本部の9月補正予算は、令和7年8月豪雨により被災した上天草警察署松島交番の復旧に要する経費で、総額1,800万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

あわせて、令和7年8月豪雨により水没した警察車両の購入費用1,400万円余の債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、警察施設災害復旧費について、被災した松島交番の復旧に要する経費には、建物だけではなく、緊急車両の修繕費も含まれるのかとの質疑があり、執行部から、庁舎の復旧に要する費用のみで、車両等の修繕費用は含まれていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、修理費用が高額のため、修理せずに車両が足りないということがないよう、しっかりと予算を確保してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本武道館について、照明のLED化、空調設備やボイラーの老朽化、シャワーの水圧、更衣室の改修等、様々な課題に対して、今後どのように改修を進めていくかと考えているのかとの質疑があり、執行部から、今回提出されたスポーツ施設の在り方検討会の提言を受け改修するもので、今後、利用者の目線に立ち、課題を総合的に検討して、前向きに進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、改修期間が長くなると利用者に支障が生じるため、今後の武道館の改修計画について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、できるだけ休館期間が長くならないよう、空調設備と併せて照明のLED化やシャワー等の改修を行うなど、効率的に進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、職員の不祥事の根絶と再発防止に向けて全力で取り組んでいくことだが、具体的にどのようなことに取り組んでいくのかと

の質疑があり、執行部から、まずは、綱紀の肅正を徹底するとともに、職員一人一人の意識の向上、啓発を図り、風通しのよい職場づくりを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、小川工業高校は甚大な被害を受けているが、学校周辺は浸水想定区域に入っているのか、また、本県でも佐賀県のように内水被害への対策を講じていく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、小川工業高校については、浸水想定区域内であることから、施設整備においては電気設備を屋上に設置するなど対策を講じている、今回の被害を教訓として、今後どのような対策ができるのか、しっかりと考えていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係2議案、請願1件及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げま

す。

今回提出された令和7年度9月補正予算は、令和7年の梅雨前線豪雨等による災害からの復旧や令和7年8月豪雨災害からの速やかな復旧、県立大学の新学部設置へ向けた必要な経費等、追加提案分を合わせて550億円余の増額補正であり、補正後の令和7年度の一般会計の予算総額は、9,176億1,400万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の変更等であります。

また、令和7年8月豪雨災害への緊急対応に要する経費として、総額85億8,000万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回の8月豪雨被害の特徴と県の初動対応はどうだったのかとの質疑があり、執行部から、県内の各地域に大雨特別警報が発表され、線状降水帯によって広い範囲で被害が発生したことが、これまでの大震災とは異なる特徴である、初動対応については、これまで県と全市町村で継続して実施してきた豪雨対応訓練の成果が迅速な被害者の救出につながったと考える、一方で、市町村との情報共有、ボランティアなど、検討すべき課題が残っているため、今後の検証で課題を明らかにし、必要な対策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県職員数は、この20数年間で1,000人以上減少していることに加え、ここ数年、土木職員等の採用が厳しい状況にあり、今後も人口減少が進む中で、ドローンなどのIT技術を活用するなど、業務の見直しや効率化を図って

いく必要があると感じているが、既に取り組んでいることはあるのかとの質疑があり、執行部から、令和6年に策定した定員管理計画では、今後4年間で目標数4,229人を維持することとしているが、特に技術職員の確保は厳しい状況にある、今後の人口減少社会において、限られた人材で対応するため、ICTの活用やデジタル化など、業務の効率化について、デジタル戦略局と連携して検討を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、災害現場には危険な箇所も多く、また、時間的な制約もあるので、デジタル化やルールの見直しによって、人が対応したほうが効率的なところに人を配置できるよう検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、NHK受信料の支払いに要する費用について、そもそも公用車にテレビが必要なのかといった検討も含め、経費削減に向けた今後の取組についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、今後の再発防止策として、1つ目は、全庁的な意識改革として、次年度のNHK受信契約に関する調査の際に、改めて支払いについての意識づけを行う、2つ目は、テレビ機能つきのカーナビの必要性を精査し、必要なものについてはアンテナを取り外す、今後調達する公用車については、原則テレビ機能がついていないカーナビを設置することで、NHK受信料の縮減を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県立大学における半導体学部が令和9年4月に開設するとなると、現在の高校2年生が受験生となるが、周知についてはどのように考えているのか、また、総合管理学部の定員を60人減らすとなれば、県内の高校からの推薦枠が減るのではないかといった声もあり、受験生や保護者への周知は早期に行う必要があると思う

が、どのような計画となっているのかとの質疑があり、執行部から、国への認可申請に必要な高校生へのアンケート調査を実施する際、半導体学部の概要や総合管理学部の定員減について、十分に周知を行うこととしているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、私学助成の充実強化等に関する意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第36号まで及び第58号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外36件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

○議長（高野洋介君） 次に、請願に対する総務常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第28号を採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、請第28号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長（高野洋介君） 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、議案について、決算特別委員長から、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出があつております。

お諮りいたします。

議案第37号から第57号までは、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号外20件は、決算特別委員長から申出のとおり決定いたしました。

次に、各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出があつております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案（第59号から第61号まで）

○議長（高野洋介君） 次に、お諮りいたします。

去る9月26日の会議において提出されました知事提出議案第59号から第61号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第59号から第61号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第59号から第61号までを一括して議題といたします。

第59号 教育委員会委員の任命について

第60号 公安委員会委員の任命について

第61号 収用委員会委員の任命について

○議長（高野洋介君） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決すること

に決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよります、議案第59号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第61号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員提出議案の上程（第1号）

○議長（高野洋介君） 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題

とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年10月7日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一

岩 田 智 子

幸 村 香代子

熊本県議会議長 高 野 洋 介 様

陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書

防衛省において、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル「12式地対艦誘導弾能力向上型」(地上発射型)の配備が決定された。このミサイルは、朝鮮半島の全域や中国大陸の一部までを射程内とするため、射程内にある国からは大きな脅威となる。その結果、新たな長射程ミサイルの配備先が攻撃の対象になる可能性は否定できない。

健軍駐屯地は住宅街に隣接し、周辺には小中高の学校が複数あり、病院や大型商業施設が密集する市街地である。このような市街地エリアに対して戦略的ミサイル等を配備することは、有事において住民の日常の生活環境が攻撃目標となる危険性を高め、地域住民の生命・財産を過度に危険にさらすものである。国際紛争の現実においても互いの国の軍事施設を攻撃し、周辺住民の多くが巻き添えになった。

2022年に政府が安全保障関連3文書を改定したことにより、我が国が反撃能力を保有すること

に至った。敵基地攻撃能力を持つミサイルの配備等が、国の安全保障政策の一環であったとしても、配備地が人口の集積した市街地であること、また、地元自治体や住民への十分な説明がないまま進められていることについて、地域住民の間に深刻な不安と懸念、不信感が広がっている。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されることを強く要望する。

記

- 1 配備の目的・内容・安全性・法的根拠等について、熊本県及び熊本市住民等への丁寧かつ透明性のある説明を速やかに行うこと。
- 2 住民の生命・財産の保持等にかかる重大な政策決定にあたっては、住民の声を十分に聴取し、地域理解に最大限努力すること。
- 3 健軍駐屯地は人口密集地内にあり、周辺には住宅地、学校、医療施設等が集積しているため、ミサイル配備に伴うリスクを再検証し、配備には慎重な判断を行うこと。
- 4 健軍駐屯地周辺住民に対する緊急避難場所の整備や緊急避難計画の策定を直ちに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高 野 洋 介
衆議院議長 額 賀 福志郎 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 石 破 茂 様
防衛大臣 中 谷 元 様
内閣官房長官 林 芳 正 様

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出

者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告があつておありますので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内でありますので、さよう御承知願います。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 自由民主党・熊本市第一選挙区選出の南部隼平です。

会派を代表いたしまして、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書に対しての反対討論をいたします。

まず、政治の第一の使命は、県民、国民の生命、財産を守ることであります。

今回、防衛省は、健軍駐屯地に長射程ミサイル12式地対艦誘導弾能力向上型を配備する方針を決定しました。このミサイルは、朝鮮半島全域や中国大陸の一部を射程に収める性能を持ち、相手国に攻撃を思いとどまらせる抑止力となります。すなわち、これは、戦争を防ぐための盾であり、国民の命を守るための現実的な手段であります。

しかし、意見書では、「射程内にある国からは大きな脅威となる。その結果、新たな長射程ミサイルの配備先が攻撃の対象になる可能性は否定できない。」と述べています。これは、あたかも日本が一方的に脅威を与えているかのようで、強い

違和感を覚えます。むしろ、脅威を与えているのは、日本の領海、領空を侵犯し、挑発行為を繰り返す国々であり、我が国を脅かす存在こそが問題であります。

また、長射程ミサイルの配備先が攻撃の対象になる可能性が否定できないとの意見に対し、九州防衛局は、我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対し、早期かつ遠方から対処するものであり、抑止力として機能することが明示されています。

加えて、説明では、状況に応じて必要な場所に移動して任務に当たることになるため、特定の場所への配備をもって、その場所で運用することになるわけではないと書かれています。

また、防衛省からは、健軍駐屯地には既に地対艦ミサイル連隊が配備されており、整備基盤が整っているため、メンテナンスに万全を期することが可能であること、さらに、南西地域の防衛体制の強化は喫緊の課題であり、我が国への侵攻を早期かつ遠方で阻止するという、我が国の意思と能力を効果的に示すことができる地理的位置にあることなどを総合的に勘案し、健軍駐屯地に配備することを決めたと説明されています。

しかしながら、意見書にあるように、一部の住民からは、唐突感や不安、懸念の声があるのも事実です。それに応えるため、防衛省では、今回のミサイル配備についてQ&Aを作成し、説明するとともに、質問等は、九州防衛局が窓口となって対応をされているところです。

今政治がなすべきことは、殊さらに不安をあおることではなく、正確な情報を伝え、その必要性を分かりやすく伝えていくことが重要だと考えます。

その上で、防衛省においては、現在の我が国の大変な安全保障環境、南西地域の防衛体制の強化

の重要性を國民に分かりやすく情報發信とともに、國民の命と暮らしを守るために必要な配備を計画的に進めていただきたいと考えます。

以上の理由から、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書には反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野洋介君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（高野洋介君） 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第1号は、否決いたしました。

委員会提出議案の上程（第1号）

○議長（高野洋介君） 次に、お諮りいたします。委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年10月7日提出

提出者 総務常任委員会

委員長 中村亮彦

熊本県議会議長 高野洋介様

私学助成の充実強化等に関する意見書

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を積極的に展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、深刻な少子化が進んでおり、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっています。私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。

私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助では、教員の維持・確保に必要な経費の増大や物価高騰への対応とともに、光熱費も高騰している中、記録的な猛暑による熱中症対策により空調を使用せざるを得ない状況にあるにもかかわらず、一般補助はこうした社会情勢に追いついていない。特別補助についても、ICT支援員やスクールカウンセラー、障がいのある生徒への介助者等様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。そのほか、ICT環境の整備の支援拡充や保護者負担による端末整備の補助対象化、学校施設の耐震化をはじめ近年の記録的な猛暑に対する教室（特別教室を含む）及び体育館の空調設備の整備など高機能化への対応、更には昨今の学校への要望の多様化や保護者対応など学校運営に係る問題解決への支援も必要である。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以

下「骨太の方針」という。)に明記された「いわゆる高校無償化」が実現されれば、子供たちが自由に学校選択を出来る機会が保障されるが、私立学校が多様で質の高い教育を実践していくためには、合理的根拠に基づく授業料の引き上げは必要であり、幼稚園から大学まで授業料無償化が進められる中、専攻科生徒への修学支援制度の更なる充実が求められる。

また、私立高等学校等の生徒が海外への留学、研修旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための支援拡充も不可欠である。

こうした課題は、本県の私立中学高等学校も同様に抱えているものであり、課題解決には、所管する県だけでなく、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、骨太の方針において「公教育の内容や質を充実させる」「物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する」と掲げられていること、さらに私立学校振興助成法第1条の「教育条件の維持及び向上」「修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性を高め」の趣旨を踏まえ、私立中学高等学校等に対する国庫補助制度を堅持し、より一層の拡充強化を図ること。また、教育相談体制やICT教育環境の整備、学校施設の耐震化及び空調設備整備への支援拡充、専攻科生徒への経済的支援、海外留学への支援拡充等について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高 野 洋 介
衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 石 破 茂 様
総務大臣 村 上 誠一郎 様
財務大臣 加 藤 勝 信 様
文部科学大臣 あ べ 俊 子 様

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和7年10月7日

次のとおり議員を派遣する。

1 第25回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 派遣目的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。
- (2) 派遣先 東京都
- (3) 派遣期間 令和7年11月11日（火）～12日（水）
- (4) 派遣議員 楠本千秋、岩本浩治、中村亮彦、西山宗孝、高島和男、池永幸生、本田雄三、荒川知章、堤 泰之、幸村香代子、住永栄一郎、立山大二朗

2 地方議会活性化シンポジウム2025

- (1) 派遣目的 議会への積極的な住民参加の促進を目的とした地方議会における取組事例を紹介するとともに、それらの取組の推進における議題等を共有することを主眼に、多様な人材の地方議会への参画の実現に向けて開催されるシンポジウムに参加することにより、地方議会の活性化に資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和7年11月13日（木）

(4) 派遣議員 松村秀逸、吉田孝平、
亀田英雄

○議長（高野洋介君） お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（高野洋介君） 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和7年9月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会